

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 阿波市

令和8年7月27日公表

I 職員の男女の給与の額の差異（令和7年度）

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	90.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	99.1%
全職員	84.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.5%
本庁課長相当職	97.5%
本庁課長補佐相当職	96.6%
本庁係長相当職	82.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.0%
31～35年	95.2%
26～30年	93.3%
21～25年	95.3%
16～20年	112.1%
11～15年	93.3%
6～10年	92.3%
1～5年	93.8%

【説明欄】

扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は75.6%、住居手当の受給者に占める男性の割合は62.0%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	2 8 . 2 %

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

役職段階	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	6 1 . 5 %
本庁課長相当職	6 1 . 5 %
本庁課長補佐相当職	3 8 . 5 %
本庁係長相当職	7 . 7 %

【説明欄】

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	75.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0%	0%	—	0%
1週間以上2週間未満	0%	0%	—	0%
2週間以上1月以下	33.3%	0%	—	0%
1月超3月以下	33.3%	0%	—	100.0%
3月超6月以下	33.3%	0%	—	0%
6月超9月以下	0%	0%	—	0%
9月超12月以下	0%	0%	—	0%
12月超24月以下	0%	100.0%	—	0%
24月超	0%	0%	—	—

【説明欄】

会計年度任用職員における男性の育児休業対象者はいなかった。

Ⅴ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を 超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
全体	4.6時間/月
内部部局等	5.8時間/月
内部部局等以外	1.0時間/月

【説明欄】

女性活躍推進法第21条に基づく女性の職業選択に資する情報の公表(その他)

①女性職員の採用割合 (%)	②採用試験の受験者の 女性割合 (%)	③職員の女性割合 (%)	④継続勤務年数 の男女差		⑤男性の配 偶者出産休 暇等取得率 (%)	⑥年次休暇 等取得率 (%)
			男性	女性		
一般事務職 20.0%	一般事務職 45.7%	一般事務職 35.1%	19.2年	16.6年	50.0%	73.0%
土木・建築技術職 100.0%	土木・建築技術職 66.7%	土木・建築技術職 37.5%				
保育教諭 100.0%	保育教諭 100.0%	保健師・看護師 100.0%				
		社会福祉士 100.0%				
		栄養士 75.0%				
		保育教諭 100.0%				
		技能労務職 27.3%				

※各数値の時点
①は、令和8年4月1日採用
② ⑤は、令和7年度
③ ④は、令和8年4月1日
⑥は、令和7年